

平和を希求、人権を尊重、自治を実現
安心・安全が市民の心に響く長野市政を

平成25年度予算編成における重点政策・施策の要望書

2012年11月27日
長野市議会・市民ネット
池田 清
布目 裕喜雄

1. はじめに

(1) 大規模プロジェクト事業の施設建設段階を迎え、建設投資への比重が高まります。「大規模施設建設元年」ともいうべきH25年度からの10年間、新たな南長野運動公園総合球技場の改修整備に始まり、第4学校給食センターの新設に伴う学校給食センター全体の整備事業が大規模プロジェクトに加わるようになります。厳しい財政状況に鑑み、抑制的で規律ある財政運営が喫緊に求められるとともに、市民生活の日常にしわ寄せされることがあってはなりません。

まちづくりアンケートでは、「特に力を入れてほしい施策」として、3年連続で「安定した雇用の確保」がトップに、そして、「バスや鉄道などの移動手段の確保」「介護予防の充実、介護サービスの充実」と続き、「商店街などの商店の活性化」「子育て支援の充実」が前年度に比し順位を上げています。また、「防災対策の推進」が30位から11位となりました。

これらアンケート結果を行政施策の優先度を図る重要な物差しと位置づけ、市民から見てメリハリの利いた政策・施策展開が求められています。

(2) 東日本大震災、福島第一原発事故から2年を迎えようとする今日、未だ16万人の住民が避難生活を余儀なくされ、故郷に戻る展望は開けていません。長野市内に避難する住民にとっても、就労や子どもの教育、健康維持の問題をはじめ、生活再建が喫緊の課題となっています。収束の目途が立たない福島原発の放射能災害への対応、さらに台風やゲリラ豪雨による被災への対応など、放射能災害と自然災害に、いかに備え、いかに市民の生命と健康を護るかが、基礎自治体の重要課題となっています。

時代認識として、「放射能に備える自治体」、「自然災害に強い自治体」という認識のもとに、市政運営を位置づけ直すことが問われています。

(3) 地域主権の時代、市民が主役となる市政を実現するためには、情報公開と説

明責任が不可欠です。政策・施策の形成過程、決定及び執行過程において「みんなの声がつくる『ながの』」を一貫させ、市民の理解と合意形成に謙虚に心を砕くことを改めて強く求めたいと思います。

「グローバルに考え、地域から行動する」…私たち市民ネットは、H25年度の予算編成にあたり、広がる地域格差、所得格差を是正し、市民が明るく豊かに安心して住み続けられる地域づくりを進める立場から、重点政策及び重点施策について、「選択と集中」のもとに限定し、次の通り要望します。

II. 11の重点政策と106の重点施策

1. いのち、ライフラインを護る

大震災を教訓に災害に強い都市づくりを最優先

- (1) 災害時における市民の安否確認・避難確認の体制を促進する。災害時要援護者支援計画において個別具体的な安否確認・避難態勢の構築を確立するとともに、対象要援護者について保健福祉部と消防局との整合性を図り、十分な連携支援体制を急ぐ。また、一人暮らし高齢者や障がい者、認知症患者等、地域における見守りネットワークを構築する。
- (2) 住民自治協議会のもとで実施される自主防災会等の防災訓練を支所単位規模の総合訓練に拡充・恒常化するとともに、それに対する財政支援を充実する。
- (3) 避難所の指定にあたり、学校施設・体育館だけでなく、市立公民館、地区公民館も含めて指定し、施設の耐震化、防災備蓄を計画的に広げる。特に防災備蓄倉庫の設置と備蓄品の拡充は、計画を前倒しで具体化する。
また、土砂災害警戒区域内の避難所について、民間施設も含め早急に代替避難所を指定する。
- (4) 学校施設の耐震化はもとより、公的施設の耐震化について、耐震化促進計画の前倒し実施を図るとともに、特定建築物及び一般住宅の耐震化を計画的に促進する。
- (5) 電気・ガス・水道のライフラインの確保にあたり、広域的視点に立ち複数の供給ルートをあらかじめ定める。
- (6) ゲリラ豪雨等による浸水被害を最小限にとどめるため、都市排水路の整備、雨水貯水池の整備を前倒しで実施する。河川の完成堤防化を、国・県に働きかけ早期に整備する。
- (7) 長野市地域防災計画に新たに盛り込まれた原子力災害編に基づき、原子力災害を想定した防災訓練を早期に実施する。

- (8) 簡易測定器（シンチレーション・サーベーター）による空間放射線の測定について、市域の地形や風向きをはじめホットスポットの存在確認等、自然条件を考慮した測定地点を選定・拡充するなど、測定態勢を再構築する。また、市民に貸し出しできる簡易測定器を導入する。
- (9) 消費者庁からの貸与検査機器（NaI シンチレーションスペクトロメーター）は、学校給食センター及び保育園等の給食食材全ての品目の測定に向けた検査体制を再構築し、有効活用を図るとともに、測定結果を公表する。また、調味料、加工品、魚介類、牛乳・乳製品などの品目を検査対象とする。
- (10) 食物連鎖による放射能拡散と汚染された食物・食品を摂取することによる内部被曝が懸念される今日、市独自に食品・食物、土壌の放射線量の測定体制を確立し、市民の食の安全に資する必要がある。消費者庁の貸与機器に加え、独自に「ゲルマニウム半導体核種分析装置」（約2千万円）を保健所に導入し、検査体制を拡充する。
- (11) 放射性ヨウ素の体内蓄積による発がんを予防する備えとして、安定ヨウ素剤の備蓄に直ちに着手するとともに、妊婦や子ども達を対象とした投与・服用計画を立案する。
- (12) 水道局浄水場の運転管理業務の民間委託は、これ以上拡大せず、「水の安全」を最優先する監督指導體制を確立する。
- (13) 上下水道施設の維持管理にあたり、利用者負担に過度に依存しない経営計画を検討、策定する。
- (14) 命の重さに地域格差を生じさせない地域消防体制を確立する。消防・救急のマンパワーを重視し、消防局職員について一律削減の対象から除外する。
救急車の現場到達時間目標5分、病院への搬送時間の短縮を図るとともに、早期に全救急隊に高規格救急車及び救急救命士を配備・配置する。

2. 自然エネルギーに転換、脱原発環境都市・ナガノへ

- (1) 原子力発電に依存せず、太陽光、小水力、地熱利用を柱に自然エネルギーへの転換を計画的に促進する。
- (2) 通年を通じた節電・省エネの取り組みに拡充し電力需要の削減を具体化する。
2020年までに温室効果ガスを2005年比15%以上削減する「地球温暖化対策地域推進計画」の数値目標の達成前倒しを図る。エコでスローな生活スタイルへの転換をハード・ソフト両面で展開できる取り組みを促進する。
- (3) 公共施設への太陽光発電システムの積極的な導入を計画化する。市が補助金を出す民間福祉施設等の建設にあたっては太陽光発電システム及びコ・ジェネレーションシステム等の導入を義務化する。発電状況を示すパネルを設置するなどして市民の関心を高め、温室効果ガスの削減などの意識啓発に努める。
- (4) バイオマス資源の有効活用のため関係する林業、農業、食品工業関係者との連携を強めるとともに、新たなエコビジネス創出のためより積極的な支援を行

- う。公共施設へのペレットボイラー、ペレットストーブの普及をさらに図るとともに間伐材の有効利用に務める。
- (5) 脱マイカー施策を、世界的な取り組みとなっている「カーフリーデー」（マイカーの立ち入り規制を含む）などを参考に具体化する。県の「県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク」を市独自に拡充し、新たにノーマイカー通勤運動を施策化する。
 - (6) 家庭ごみ処理手数料の有料化から3年、リバウンドの動向を注視し、継続的に意識啓発に取り組み、ごみ減量をさらに推進するとともに、不法投棄監視体制を強化する。
 - (7) 「ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の運用を検証し実効性を高める。ただし、意識啓発に重点を置き、罰則規定には慎重に対応する。
 - (8) 長野広域連合のごみ焼却施設の建設は、説明責任を全うし、地域住民の十分な理解、合意のもとに進める。また、灰溶融炉の設置は、環境省の消極姿勢への転換及び廃止・休止に転換する自治体等の動向を踏まえ、再検討する。
 - (9) 「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を適切に運用し、市民の生活環境の保全に努める。

3. 都市内分権は市民自治の観点から民主導へ転換し成熟度を高める

- (1) 住民自治協議会の成熟度を見極めつつ、財源・権限をさらに住民自治協議会に移譲し、真の住民自治組織への移行を支援する。住民自治の地域代表としての自治会長＝区長の役割を重視するとともに、住民総参加を目標とする住民自治協議会活動の新たな創造、住民自治に根差した地域コミュニティの再生の具現化を支援する。
- (2) 市民とつくりあげた地域福祉計画は、都市内分権における「まちづくり」の大きな柱と位置付け、住民自治協議会単位の地域福祉活動計画＝まちづくり計画を住民参加により策定し実施していくため、積極的な支援を行う。
- (3) 財政支援による事務局長の専従配置状況を踏まえ、まちづくりと地域コミュニティ再生を柱に、地域福祉ワーカー配置を地域振興部とし、中山間地域における地域活性化推進員と一体で、総合的な支援体制を確立する。
- (4) 本庁と支所の役割分担の見直しにあたり、支所機能を強める観点から、市役所内分権を形にするとともに、支所を住民活動の拠点として拡充する。住民自治協議会と支所長との連携を強化し、支所の住民自治協議会活動を支援する担当職員を増員する。
- (5) 役員など一部の住民だけでなく、一般住民が幅広く参画する住民自治協議会となるよう継続的な支援を行う。また、男女共同参画の観点から女性役員の登用を積極的に支援する。
- (6) 住民自治協議会の活動交流の場となる「住民活動フォーラム」は、自治協議会

の自立を促しながら拡充する。さらに住民自治協議会の部会毎或いは活動分野毎に自主的にかつ互いに切磋琢磨できる活動交流の仕組みをつくる。

- (7) 南部土木事務所構想について、南部各地区の土木要望に応えられる十分な体制の構築に配慮するとともに、設置場所についてもより適切な場所となるよう再検討する。
- (8) 地域防犯灯のLED化を早期に推進するとともに、新規設置に応えられる財政措置を講じる。

4. 「効率・採算」から

「市民必要度・満足度」を基本にした行財政改革へ。

- (1) 公契約において、ILO94号条約（公契約における労働条項）を重く受け止め、地域の公正労働基準を上回るような契約とする。野田市や川崎市等の条例制定をはじめ、長野県における公契約条例検討会の状況等を踏まえ、長野市公契約条例の制定に取り組む。
- (2) 自主財源の増大を図り、地方交付税の適正配分を確保するとともに、国の公共投資に伴う地方自治体の負担転嫁を改めるよう、税財源移譲を国に強く働きかける。
- (3) 財政構造改革プログラムを再検証し、市民活力、市民サービスを低下させないよう見直す。
- (4) 利用者負担の見直しは、地域経済情勢にかんがみ、家計支援の観点から、凍結を含め見直し、各種行政サービスの利用促進向上策を優先し取り組む。
- (5) 指定管理者制度のモニタリングに、利用者アンケートの比重を高めるとともに、市民が参画する第三者機関として（仮）「行政サービス検証委員会」を設置し、市民の声が反映されるシステムを具体化する。また、行政評価システムにおいて、施策評価・政策評価へと確実に拡充させるとともに、市民・第三者による行政評価のシステムを早期に構築する。
- (6) 指定管理者の選定過程の情報開示と説明責任を十分に行うとともに、地域振興にかんがみ地元民間事業者の活用を図る。また、指定管理者が変更される場合、従業員の雇用継続が図られるとともに労働条件が低下しないよう指導監督をより強化する。指定管理者の法令順守違反には厳正に対応する。
- (7) モニタリング評価における「D評価施設」について、所管課の積極的な監督・指導によりサービス向上の改善を図る。2年以上継続して改善されない場合は、選定対象から除外するなどの措置を検討する。
- (8) 公民館への指定管理者制度導入は、住民自治協議会の成熟度を見極め拙速な取り組みとせず、公民館運営主体の現場の声を踏まえ、直営を維持する。

5. 市有施設の再生・再構築へ。ハード・ソフト両面から見直す。

- (1) 投資的建設事業となる大規模プロジェクトは、南長野運動公園総合球技場の改修事業および学校給食センター整備事業が加わり、8事業から10事業に拡大することを踏まえ、効率的な財源配分に十分配慮し、市民負担の軽減に努めるとともに、福祉や教育分野にしわ寄せされない財政運営を堅持する。
- (2) 「公共施設白書」の作成、さらに「公共施設再配置計画」策定にあたり、コスト論に偏る安易な施設の廃止・統廃合、民間移譲とはしない。公共施設の見直しは、市民サービスに直結する問題であるだけに市民の共通認識と理解を必須条件とし、市民参加のもとに（仮称）「公共施設見直し市民委員会」を設置し、市民とともにつくる「施設白書」「施設再配置計画」とする。
- (3) 道路・橋梁、上下水道など都市インフラを含めた公共施設の維持・管理には、多大な財政投資が必要となることから、前項の見直し計画と合わせ、（仮称）「公共施設維持管理基金」を創設し、将来に備える。
- (4) 新第一庁舎及び新市民会館の建設は、実施設計にあたり、災害時における職員・来庁市民の避難等の安全性の確保はもとより、実効性のある総合案内・総合窓口となるワンストップサービスの提供、文化芸術の新たな創造の場としての機能の確立を図る。
- (5) 新第一庁舎・新市民会館の建設は、2つの工区分割発注方式において、適正な入札が行われることに配慮するとともに、設備工事等において最大限、分離発注を行い、市内地元事業者の受注増を図る。また、建設工事中の安全確保、市民の安全な案内誘導の徹底を図る。
- (6) 新市民会館を運営する新たな財団（非公募の指定管理者方式）は、専門的かつ恒常的な文化芸術振興の推進機関と位置づけ、芸術監督やプロデューサーなど専門家を招へいし、長野市全体の文化活動のレベルアップを図る。財団設立への初動・準備から、十分な職員体制を確立する。
- (7) 南長野運動公園総合球技場の改修は、事業費の圧縮に努める。AC長野パルセイロへの財政支援は、事業体及びスポンサー・サポーターによる自立経営を柱とし、市行政として過大な負担とならないよう抑制するとともに、いわゆるサッカースタジアム整備に関し、民間情報を含め開示を徹底し、市の支援内容について市民合意を得る。サッカーをはじめとする球技スポーツの底辺の拡大に資するソフト事業を展開する。
- (8) 学校給食センターの整備は、新規第4学校給食センターの建設に止まらず、施設全体の整備計画を明確にして大規模プロジェクト事業に位置付ける。向こう10年間で約90億円の事業費が見込まれることから、財源確保をはじめとする財政見通しを明らかにする。第4学校給食センター建設に伴う豊野調理場の統廃合は、慎重に対応する。

学校給食センター全体の再整備に際し、地産地消の促進、食育の推進、食の安全を確保する危機管理、災害時避難所としての災害対策などの観点から学校内調理場（自校給食）方式のメリットを再検証し、学校給食の方式について改

めて検討する。

- (9) 権堂地区再生は、当事者意識に基づく民間活力が鍵である。B-1地区、A地区及びC地区を三位一体化させ、ソフト面で活性化策に移行する。B-1地区再開発事業における新たな公的・公益施設の効果等について、市民に情報開示し、市民の理解と合意を得る。
- (10) 長野駅周辺の整備は、東口と善光寺口の役割機能分担を明確にし、ひと優先・公共交通優先・景観優先のコンセプトのもとに、整備を図る。東口の交通複合センターの将来構想には慎重を期し、暫定とされる平面整備を基調にして供用化を図る。善光寺口の整備にあたっては、JR駅舎の整備と一体で検討できるよう、JRに構想の早期開示を求めるとともに、新たに展開する商業施設が駅前一極集中への拍車とならないよう、権堂地区を含む中心市街地全体のバランスあるまちづくりとする。
- (11) 学校施設の耐震化事業は最大限前倒しで実施できるよう促進する。また耐震化促進計画の対象施設の拡大を踏まえ、学校施設以外の市有施設、特定建築物及び住宅の耐震化を計画的に促進する。
- (12) 公園での犬の散歩を全面的に解禁する。市民アンケートでは「現状の禁止のまま」がほぼ半数とはいえ、「マナーが良ければ気にならない」が6割と増加していること、また犬等ペットのセラピー効果、動物との共生を踏まえ、飼い主のマナー徹底を啓発し、条例改正を図る。
- (13) 県都における市立美術館の在り方について、信州新町美術館の役割を踏まえつつ、共同出資による県立美術館の新設・拡充について、検討に着手する。
- (14) すべての未利用地の有効性を検証し、市民サービスの向上につながる土地の有効活用に向けた対策を講じる。

6. 安定した雇用、安心できる福祉を最大の課題とし、長野市独自の暮らし支援策＝セーフティネットを用意し、市民生活を護る。

- (1) 市の緊急経済・雇用対策を拡充するとともに、雇用の拡大・確保、情報提供、共同・協業化を図るなど積極的支援の具体化を図る。特に県のパーソナルサポート事業と連携し、若年労働者の雇用確保、フリーター・ニート対策を強化する。
- (2) 最後のセーフティネットである生活保護が、本来、救済されるべき市民が救済されずに極めて厳しい生活穂強いられている現実を直視し、生活保護法本来の無差別平等原理、生存権原理に基づき、セーフティネットとして機能するよう十分な体制を構築する。厚生課に社会福祉士を配置するとともにケースワーカーを増員し十分な体制をつくる。生活保護受給者に対し、就労支援を受けながら自立していけるよう運用改善を図る。
- (3) 国で施行されているハローワークを拠点とする就労・生活支援のワンストップ

- サービスの提供について、県と連携し長野市圏域における具体化を図る。
- (4) 嘱託・臨時職員など非正規雇用職員について、官によるワーキングプアを生まないよう賃金・労働条件の改善を図る。
 - (5) 産業団地の空き解消を早期に図るとともに、トップセールスにより企業誘致を促進し地元雇用の拡大に資する。
 - (6) 障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に見直されたものの、障害当事者が求めた骨格提言からかけ離れたものになっていることを踏まえ、地域生活支援事業は実施主体が市であることから「だれもがあたり前に暮らせるまち」をめざし、障害当事者の意見・要望に基づき市単独の補助を増やす。また、市障害者基本計画については、関係者をはじめ市民の意見を十分に反映させるとともに、障害者差別禁止条例の制定を明記する。
 - (7) 長野技能五輪、アビリンピックの開催経験を踏まえ、若年技術者、障害を持つ技術者の育成を促進するとともに、就労の環境整備を図る。
 - (8) 生活圏域ごとの地域包括ケア体制の構築に万全を期す。特に24時間対応を含め「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」態勢を市の責任で構築する。また認知症をサポートする態勢づくりを最重要課題とし、市民病院に「認知症疾患医療センター」を創設し、地域包括支援ネットワークを構築する。
 - (9) 後期高齢者医療制度の廃止に向けての動きを注視するとともに、国民健康保険の広域化には慎重に対応する。
 - (10) 長野市民病院は求められる政策医療の役割を担い続けるとともに、医師・看護師の確保に万全を期し増床分のフル稼働を早期に達成して市民の医療ニーズに応える。また、救急部門のオーバーワークを解消するため、スタッフの増員による救急態勢の拡充を図る。
 - (11) 救急救命センターの増設については、北信医療圏全体の第3次医療のあり方を見極め、日赤病院及び厚生連篠ノ井病院、市民病院、3者との協議を市が主体となって冷静に進め、県への対応を図る。
 - (12) 市民健康診査及び各種がん検診等の受診率を向上させ、疾病の早期発見にお一層努める。また、がん検診における経済格差を是正し、等しく健康を維持できるよう、低所得者層を重点にした受診対策を講じる。
 - (13) 消費者行政の質・量の向上、拡大を図る。市民法律相談の充実をはじめ、消費生活センターの相談体制を拡充する。消費生活相談員の処遇改善を図る。
 - (14) 住宅リフォーム補助金は、個人資産への支援という課題は残るものの、地域経済対策の重要性に鑑み、新年度においても継続する。

7. 子育て・子育てに夢を、地域・行政をあげて応援

- (1) 議会の「子育て子育て検討会」の提言を尊重し、子ども部を設置し、出生から18歳までのライフステージ毎の子育て子育て支援を縦軸で行う。また、子

- ども条例制定に前向きに取り組む。
- (2) 妊産婦の14回の検診及び超音波検査における公費助成・無料を継続する。
 - (3) 子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌予防ワクチン接種にあたり、副作用等の症例情報に機微に対応できる万全の態勢をつくとともに、子宮頸がん予防のための定期検診を充実させる。
 - (4) 無償で実施するとした「長野市版放課後子どもプラン」は、より厳しさを増す親の就労環境を考慮し、児童館・児童センターの拡充に軌道修正し、取り組みを全市化する。
 - (5) 情操教育を重視し、小中学校の芸術鑑賞予算の復活をはじめ芸術文化予算を抜本的に拡充するとともに、市立図書館及び学校図書館の図書購入費を充実する。また、専門職としての司書を正規職員とし、その専門知識が活かされる魅力的な図書館運営を実現する。
 - (6) いじめや虐待への対策は、教育委員会や学校組織には体質的に限界があることを自覚し、NPO等が行っている子どもからのSOSを直接受けとめる電話相談等への対応に転換し、NPO等の連携を通じた対応策を講じる。
 - (7) 学校をはじめ学校復帰を目標とする適応指導教室や中間教室などに通えない子どもたちの居場所及び親が相談できる場所をNPOと連携して設ける。
 - (8) 保育園の民営化は、保護者及び地域との協議を継続し、拙速に進めないこととし、一時保育・休日保育・延長保育等の特別保育事業の充実を図る。病児・病後児保育の拡充を早期に具体化する。
 - (9) 学校施設及び保育所へのエアコン、扇風機の導入設置を計画的に行う。
 - (10) 県短大の4年生化にあたり、地域経済及び地域コミュニティの再生、地元雇用につながる学部・学科の編成になるよう更に提言を強める。

8. 歩いて暮らせるまちづくり、 歩行者優先・公共交通優先のまちづくりへ。

- (1) 地域公共交通の活性化・再生における国の支援が持続的なものとなるよう、積極的な国に働きかけるとともに、「地域公共交通総合連携計画」のもと、交通空白地域・交通不便地域・中山間地域の各地域特性に応じた生活バス交通システムの整備を着実に進める。導入されたICカード乗車券の利用促進を図るとともに、市営バスや乗合タクシー、鉄道など市内公共交通機関への全面導入を図る。また交通ICカードの商店街や市有施設での利用など電子カード化による汎用性を高める。
- (2) 新交通システムの導入可能性調査にあたり、費用対効果を見極めることは重要であるが、将来のまちづくりにつながるよう多角的・多面的な検討を図り、市民合意を得るものとする。
- (3) 新交通システムの導入可能性調査を踏まえ策定される長野市版の総合的な公

公共交通ビジョン（総合的公共交通計画）は、市民の移動権（交通権）の保障の観点に立ち、地域公共交通が民間事業者だけでなく市行政や市民との協働により整備される重要な「公共サービス」であるとの位置づけのもとに、鉄道（JR・しなの鉄道・長野電鉄）、路線バス、デマンド交通、タクシー、徒歩・自転車等の各交通モードを総合する公共交通ネットワークを再構築するものとする。

- (4) 地域公共交通の整備は、まちづくり・都市計画、環境・低炭素社会づくり、産業の振興、観光の振興、災害への対応、高齢者・障害者への福祉政策、交通事故対策や歩行者・自転車の安全対策など多岐にわたる政策と連動することから、交通政策を軸として、他の政策と連結連動する総合交通政策としてまとめ、具現化する。
- (5) 長野電鉄屋代線の「廃止」に伴うバス代替運行は、沿線利用者の意見に基づき、403号線の渋滞解消策を早期に図るとともに、バスのメリットを生かした利便性のある公共交通とする。運賃は現行を維持する。
- (6) 旧長野電鉄屋代線の跡地活用は、沿線3市にまたがる一体的な活用とし、沿線住民自治協議会及び沿線住民の意見を尊重し対応する。
- (7) 「マイカー依存・クルマ社会」からの脱皮・転換を確かなものにするため、マイカーから公共交通への利用転換に「(仮)市民エコポイント」制度など、動機づけとなる仕組みを構築する。また、企業等の公共交通利用を促進するため、法人税の軽減措置などの政策誘導のもとに「エコ通勤」を喚起する。また、高齢者の外出支援である「お出かけパスポート」の利用者負担100円は据え置きとする。
- (8) 脱マイカー施策を、世界的な取り組みとなっている「カーフリーデー」（マイカーの立ち入り規制を含む）などを参考に具体化する。県の「県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク」を市独自に拡充し、新たなノーマイカー通勤運動及び自動車利用規制を施策化する。
- (9) パークアンドライドを促進するため、主要駅周辺のスーパーなどの店舗と協働し、駐車場・駐輪場の整備を図る。

9. 中山間地域＝田舎の原風景を残し、続けられる農業・林業を。

- (1) TPP参加問題について、市の産業、市民生活への影響を見極め、産業衰退、活力喪失につながらないように、国に対し参加しないよう働きかける。
- (2) 中山間地農業は、農地の集約化と大規模化を要する「儲かる農業」から、農業の多面的価値に着目し、「続けられる農業」に転換する。
- (3) 新規就農者支援制度は、国の支援制度と連携しつつも、意欲のある就農希望者が排除されないよう要件緩和を含め仕組みを見直し、農業の担い手の育成を推進する。
- (4) 国の制度改正を踏まえ、「中山間地域等直接支払制度」の一層の充実を図り、

対象指定地域のすべての農地に適用する。

- (5) 地域奨励作物支援事業は、品目を拡大しさらに拡充する。
- (6) 実効性のある「地産地消・旬産旬消推進計画」を策定し、消費者に生産者の顔の見える関係づくり、地域内自給の向上を推進するとともに、食の安全を確立する。
- (7) 森林を緑の社会資本と位置付け、荒れた山を復元するため間伐等に集中的に取り組むとともに、公共建築物における木材利用を促進する。
- (8) 深刻化する有害鳥獣被害に対し、抜本的な援助を行うとともに、野生動物と共存する集落づくりをめざす。
- (9) 市単独補助事業で新たに建設する食肉加工施設について、加工肉の消費拡大、販路の確保等、事業効果が担保される施策として展開する。
- (10) やまざと振興計画の積極的にかつ具体的な推進を図る。

10. 豊かであり続ける自然とホスピタリティを活かす。

- (1) 北陸新幹線の金沢延伸を控え、善光寺観光を広域観光の中核にしつつも、他の観光資源を再発見し、観光客拡大と滞在型観光への転換に向けた具体的な対策を講じる。また、長野コンベンションビューローと連携し、多様なコンベンション誘致・開催を積極的に行い、より経済波及効果を高めるまちづくりを進める。
- (2) 「善光寺平和サミット」「門前まちづくりサミット」など、善光寺を中心とする門前町の特徴を生かし、次世代につながるイベントを企画する。
- (3) テーマ型観光、善光寺観光等の推進にあたり、セントラルスクウェアでの観光バス駐車社会実験の結果を踏まえ、貸切大型バスを市街地に滞留させず、中心市街地で観光客を降ろし、郊外臨時駐車場または善光寺駐車場の利用による、大型バスの運行迂回ルート及び郊外駐車といった「長野観光ルール」を確立し、市街地の渋滞緩和と観光客の歩行による回遊性を高める。
- (4) 「おもてなし」の心を観光事業関係者のみならず一般市民まで浸透させる啓発活動を地道にかつ継続的に行う。
- (5) 実質債務超過となっている戸隠スキー場の経営のあり方について、抜本的な経営改善計画を早急に講じる。

11. 人権都市ながのへ、そして市役所に活力を。

- (1) 平和市長会議への参画を踏まえ、核兵器廃絶に向け、「平和の日」の取り組みの充実をはじめ、市民参加のもとに目に見える平和行政を推進する。
- (2) 米軍普天間基地に配備された垂直離着陸輸送機MV 22オスプレイの国内低空飛行訓練にあたり、訓練飛行ルート＝ブルールートに市内地域がかかること

- から、支所を中心に市独自の監視体制をつくり、情報を公開する。
- (3) 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権を確立し認め合う市民社会の構築に向け、人権同和施策を推進する。結婚や就職をめぐり依然として深刻な部落差別に真正面から向き合い、市民はもとより運動団体とも連携した人権尊重施策を展開する。人権同和政策課を維持する。
 - (4) 情報公開には、市行政における政策決定過程の透明化が求められる。部長会議及び政策会議の議事録を作成し公開する。
 - (5) 職員不祥事の度重なる発生を重く受け止め、市職員のモラル向上を厳しく徹底する。また、市民サービスの提供者としての市職員の“やる気”を引き出し、市役所・支所を活力あふれるサービス提供の拠点とする。職員研修にあたり、公務員倫理の徹底、質の高い公共サービスの提供を課題とする研修を拡充する。

以 上